

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の目的

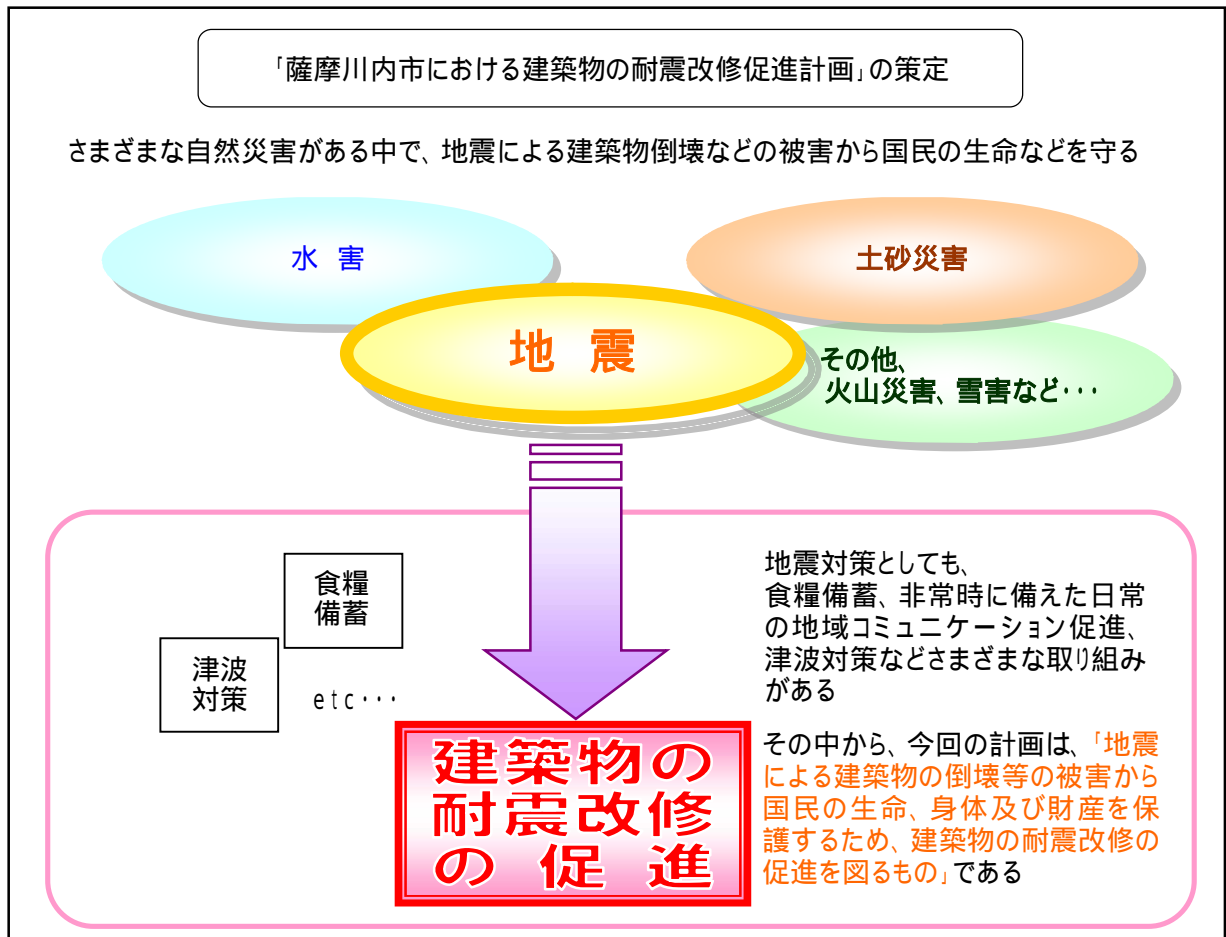
平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434名の尊い命が奪われ、このうち4,831名が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。そして、この時倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年以前に建設された現行の新耐震基準に適合していない住宅・建築物であった。

また、近年でも平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。本市においても、平成9年3月、5月には薩摩地方を震源とする震度5強と震度6弱の地震が発生し、地震対策の重要性が改めて認識されたところである。

地震時の人命の保護及び速やかな救助・復旧を可能とするためには、住宅や市民が多く集まる建築物の耐震性を高めることはもとより、地震時に防災拠点として活動すべき施設、避難救護に必要な施設及びその他の施設について、耐震診断を実施し、その要求性能に応じた改修を促進することが緊急の課題となっている。

鹿児島県が平成19年7月に耐震改修促進計画を策定したことを踏まえ、本市においても今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めるため、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率の目標値を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示した「薩摩川内市耐震改修促進計画」を策定する。

図1-1 本計画で策定する目的

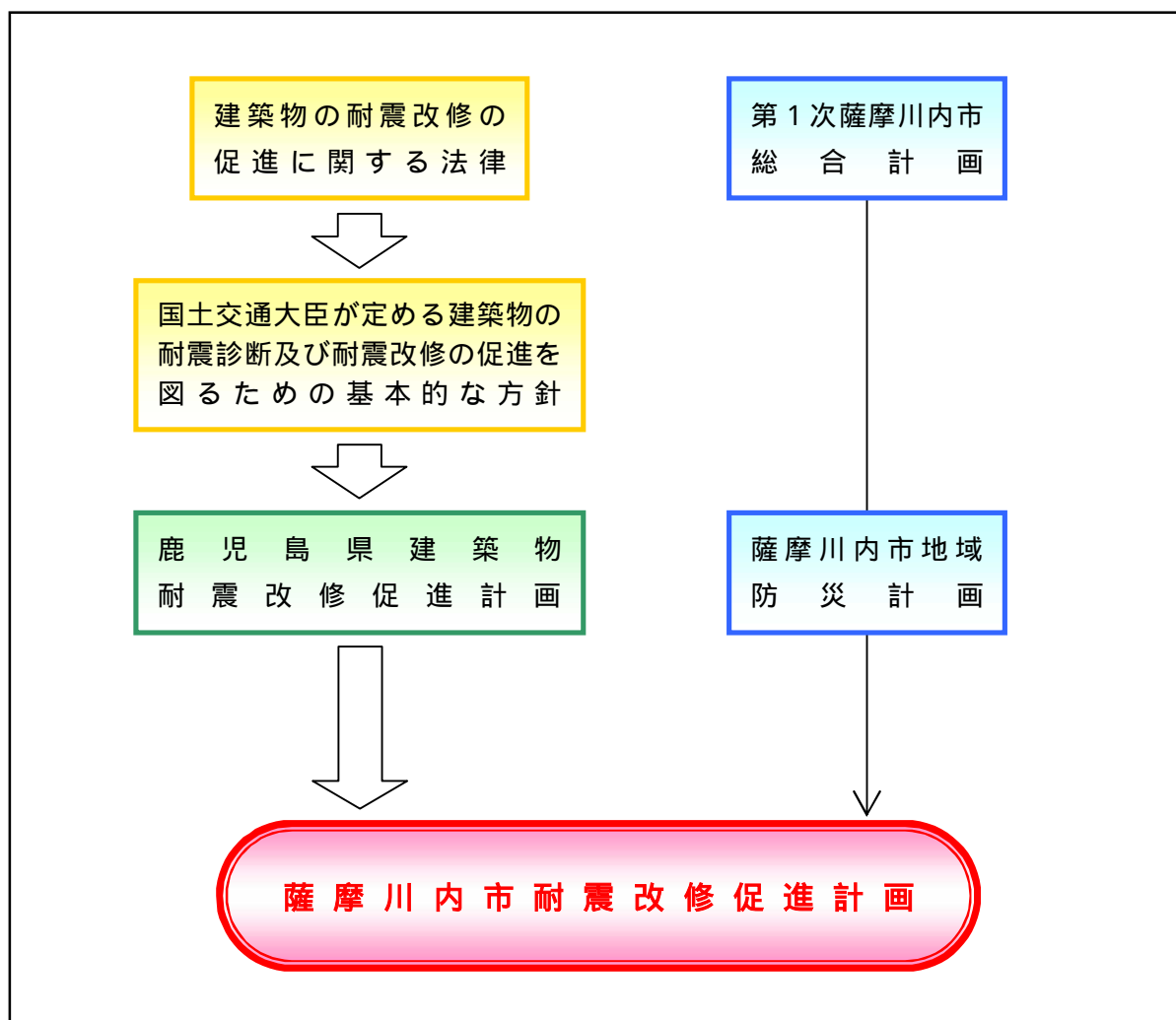


## 2. 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項並びに国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき策定する。

また、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」を勘案しつつ、「第1次薩摩川内市総合計画」及び「薩摩川内市地域防災計画」を上位計画として整合性を図る。

図1 - 2 薩摩川内市耐震改修促進計画の位置付け



### 3. 計画期間・対象建築物

#### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、基本方針に定める計画期間に合わせて平成27年度までとする。

なお、計画の達成のため、概ね5年経過後に進捗状況の確認及び計画内容の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### (2) 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、1981年(昭和56年6月)に大改正された「新耐震基準」と呼ばれる耐震基準の適用を受けない下記に定めるものとする。

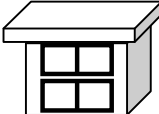

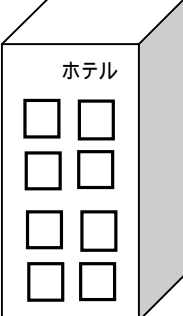
住 宅・・・戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅  
特定建築物・・・法第6条に示される建築物で1)～3)に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)の適用を受けている建築物

- 1) 法第6条第1号・・・多数の者が利用する建築物(表1-1)
- 2) 法第6条第2号・・・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(表1-2)
- 3) 法第6条第3号・・・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。)(図1)

市有建築物(特定建築物を除く)

- 1) 防災上重要な建築物
- 2) 上記以外の建築物

表 1 - 1 多数の者が利用する特定建築物の要件

法	政令 第2条第2項	用 途	規 模	
第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上 	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む） 	
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ1,000㎡以上	
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上 
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿				
事務所				
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	

賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付ける。

表 1 - 2 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件

法	政令 第 3 条第 2 項	危険物の種類		数 量
第 6 条第 2 号	第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管 又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若 しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭 又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用 した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆 薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬 に定める数量
	第 2 号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲 げる品名及び性質の欄に掲げる性状 に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄 に定める数量の 10 倍の数量	
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険 物（石油類を除く）		
	第 3 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	30 トン	
	第 4 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル	
	第 5 号	マッチ	300 マッチトン	
	第 6 号	可燃性ガス （第 7 号、第 8 号に掲げるものを除 く）	2 万立方メートル	
第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル		
第 8 号	液化ガス	2,000 トン		
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に 規定する毒物	20 トン		
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に 規定する劇物（液体又は気体のものに 限る）	200 トン		

マッチトンはマッチの計量単位。

1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200個、約120kg。

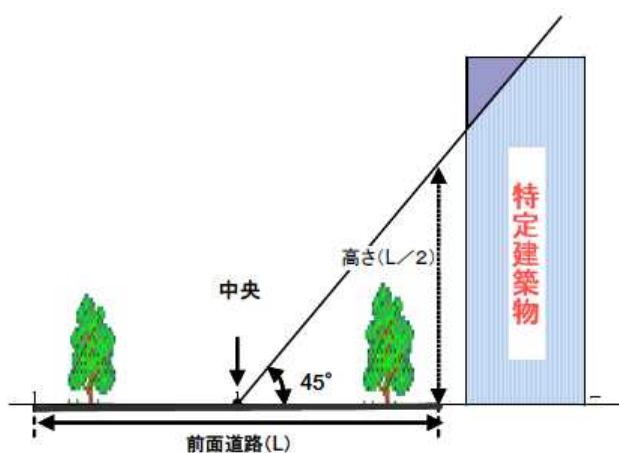
図1 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とする。

### 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の規模

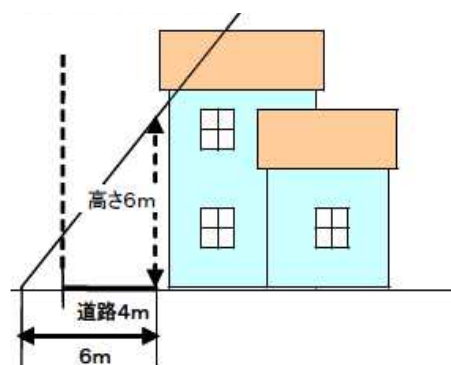
#### 道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2。



#### 道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m。



(出典：国土交通省ホームページ)

## 第2章 耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法で定められており、逐次法令は改正されてきたが、特に耐震規定については、昭和56年6月に大きく改正されている。これは、昭和53年の宮城県沖地震後の抜本見直しを受けて、大きく耐震性の向上が図られたものである。

この基準によって建築された建築物（以下、「新耐震建築物」という）は、阪神・淡路大震災等、その後の大きな地震でもおおむね耐震性を有するとされている。

一方、この改正前に建築された建築物（以下、「旧耐震建築物」という）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多い。

そこで、本市における住宅、特定建築物の現況を以下に整理する。

### 1. 住宅の現状

本市における住宅の現状は、耐震化率は62%と推計される。鹿児島県全体の住宅の耐震化率は68%と推計されており、耐震化が進んでいない古い住宅が多くなっている。

内訳では、木造住宅の耐震化率が特に低く、53.2%、一方、非木造住宅は耐震化率93.5%と推計される。

表2-1 住宅の耐震化の現状

（単位：戸）

分類	全 体 a (b+c)	昭和57年以降 (新耐震建築物) b	昭和56年以前 (旧耐震建築物)		耐震性の ある住宅 e (b+d)	耐震化率 f (e/a)
			c	耐震性あり d		
木 造	35,810	16,746	19,064	2,288	19,034	53.2%
非木造	10,015	7,307	2,708	2,058	9,365	93.5%
計	45,825	24,053	21,772	4,346	28,399	<b>62.0%</b>

：昭和56年以前の建物で、耐震性ありと判断されるものがある。  
住宅統計調査より推計した値。

注：共同住宅等を含む

## 2. 多数の者が利用する建築物の現状

本市における法第6条第1号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は、73.3%と推計される。

表2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

分類	全体 a (b+c)	昭和57年以降 (新耐震建築物) b	昭和56年以前 (旧耐震建築物) c	耐震性あり	耐震性のある建築物 e (b+d)	耐震化率 f (e/a)
				d		
公共建築物	156	79	77	35	114	73.1%
うち市有建築物	(124)	(64)	(60)	(23)	(87)	(70.2%)
民間建築物	170	111	59	14	125	73.5%
合計	326	190	136	49	239	<b>73.3%</b>

耐震性あり = 耐震性能及び耐震改修が確認されている建築物

## 3. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状

本市における法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率は、23.5%と推計される。

表2-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

	全体 a (b+c)	昭和57年以降 (新耐震建築物) b	昭和56年以前 (旧耐震建築物) c	耐震化率 d (b/a)
危険物貯蔵・処理施設	51	12	39	<b>23.5%</b>



#### 4.地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状

本市における法第 6 条第 3 号に規定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化率は、55.7%と推計される。

表 2 - 4 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状 (単位：棟)

	全 体 a (b+c)	昭和 57 年以降 (新耐震建築物) b	昭和 56 年以前 (旧耐震建築物) c	耐震化率 d (b/a)
県が指定する 緊急輸送道路沿道	65	39	26	60.0%
市が指定する 緊急輸送道路沿道	416	229	187	55.0%
計	481	268	213	<b>55.7%</b>